

## 犯罪多発警報（延長） 発令通知内容

発令者 滋賀県知事（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会長）

発令対象種別  子ども対象犯罪（ ）多発注意報  
 女性対象犯罪（ ）多発注意報  
 高齢者対象犯罪（ ）多発注意報  
 その他犯罪（ 特殊詐欺 ）多発注意報

発令期間 (即発令) 平成 26 年 12 月 5 日 (金) から平成 26 年 12 月 14 日 (日) まで  
(延長) 平成 26 年 12 月 15 日 (日) から平成 26 年 12 月 24 日 (水) まで

発令地域  県内全域  
 地域指定  
 大津地域  南部地域  甲賀地域  
 東近江地域  湖東地域  湖北地域  
 高島地域

### ※県内 7 圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

- 発令期間中の発生状況（12月5日～12月11日まで）
  - (1) 被害発生状況：架空請求詐欺 2 件
  - (2) 被害金額：約 4 1 2 万円
  - (3) 息子を騙ったオレオレ詐欺：相談件数 16 件（被害なし）
- 詐欺を見破るキーワード
  - カゼをひいて声が変わった
  - 携帯電話が壊れた
  - 今、会社用の携帯電話しかない
  - 株の損失で会社のお金に手をつけた
  - 会社にお金を弁償しなければクビになる
  - 証券を買うために名義を貸して欲しい。
  - 名義貸しは犯罪だ。罪に問われる。
  - 個人情報情報を漏洩した罪で、あなたは警察に拘束される。
  - レターパック（宅配・郵便）で現金を送って下さい。